

## 平成十一年政令第三百四十八号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令

内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条及び第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜の範囲）

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で定める家畜は、馬とする。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第二条 法第十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については八年とする。

附則

この政令は、法の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十年九月一九日政令第二九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。